

第二期障害福祉計画

策定に関する懇談会を開催します

市では、障害者自立支援法第88条に基づき、19年3月に東久留米市障害福祉計画(18年～20年度 第一期)を策定

しました。同計画は20年度までで、3年ごとに見直しを行うことになっていきます。そこで、東久留米市第一期障害福祉計画の策定に当たり、当事者や市民の皆さんの意見を盛り込むよう、同計画策定に関する懇談会を開催します。懇談会では、同計画の概要について説明します。ぜひご参加ください。

【日時】11月30日(日)午後1時～3時

【会場】市役所7階701会議室

当日直接会場へ(申し込み不要)。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

都営住宅入居者

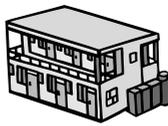
(地元)募集

【募集住居】今回は家族向のみです。南町一丁目1戸

【申込資格】次のすべてに該当する方。申込者本人が市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む) 同居親族がいること

世帯全員が暴力団員でない

【募集案内等の配布】11月17日(月)～21日(金)に、都



市計画課(市役所5階)上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所

人権週間市民のつどい

12月6日(土)

今年の世界人権宣言60周年です。私たちはだれもが「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。

申し込みは11月26日(水)までに(必着)、募集案内に同封の申込用紙・封筒に必要事項を記入し、同課へ郵送を。窓口での受け付けはできません。

【開催日時】12月6日(土)午後2時～4時

【会場】市民プラザホール・市役所1階屋内ひろば

【内容】第一部「小・中学生の人権作文・標語・ポスターの入賞者表彰式、意見発表会」

第二部「生徒・学校からのメッセージ」

【入場料】無料

当日直接会場へ。

詳しくは指導室 ☎470・7781または生活文化課 ☎470・7738へ。

認定保育所 保育室 家庭福祉員

を紹介しします

これらの保育施設は、都または市の設置基準を満たし、安全面や衛生面に十分配慮して運営しています。また、都および市が運営費の一部を補助しています。利用を希望する方は、各保育施設へ直接問い合わせてください(下表参照)。

家庭福祉員

保育士や教員の資格を持つ保育経験の豊富な方たちで、自宅等に育児専用室を設けて3歳未満のお子さんを預かりしています。家庭的な雰囲気の中でスキミングを大切に、散歩や外遊びにも出掛けて伸び伸びと保育しています。

納税にご協力を

12月1日(月)は、国民健康保険第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

さいわい福祉センターをご利用ください

21年度通所訓練生を募集

【募集事業】地域活動支援センター事業(旧・知的障害者通所訓練) 就労移行支援事業

【対象】が原則18歳以上で知的障害のある方、が原則18歳以上で知的障害のある方で、一般就労や福祉的就労を希望し訓練等給付の支給を受けた方

【募集人員】いずれも若干名

【利用期間】が21年4月1日から最長3年間、が受給者証に記載された訓練等給付の支給期間

【活動内容】が日常生活の自立訓練等、が就労に向けた訓練・支援

申し込みは12月1日(月)～10日(水)に、同センターに備え付けの申込用紙に記入の上、提出してください。

希望する方は、障害者自立支援法に基づく手続きが必要

入浴サービス

【対象】家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下で、次のすべてに該当する方

身体に障害がある(身体障害者手帳1・2級) 一定の

【利用回数】月2回

申し込みは随時同センター



国民年金保険料の納付には時効があります

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。

これらの年金を受けるためには、保険料を納めていくことが必要です。納め忘れをそのままにしておくと、2年1カ月で時効になり、時効を過ぎると納めることができなくなります。

もう一度お手元の領収証を確認してください。

【対象】家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下で、次のすべてに該当する方

身体に障害がある(身体障害者手帳1・2級) 一定の

【利用回数】月2回

申し込みは随時同センター

国民年金保険料の納付が困難な方は免除制度をご利用ください

国民年金には保険料の納付が困難な方のために、申請免除・納付特例・納付猶予制度があります。

申請免除(全額免除・一部免除) 被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

若年者納付猶予 被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請して受けることができます。

詳しくは保険年金課国民年金資格係 ☎470・7732または武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

国民年金保険料の納付が困難な方は免除制度をご利用ください

国民年金には保険料の納付が困難な方のために、申請免除・納付特例・納付猶予制度があります。

申請免除(全額免除・一部免除) 被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

若年者納付猶予 被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請して受けることができます。

詳しくは保険年金課国民年金資格係 ☎470・7732または武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・1411へ。

大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟にこえるため、都が独自の基準を設けて認証した保育所です。一人当たりの面積や職員配置基準等は認可保育所の基準に準じています。入所に関しては、就労証明・所得証明が必要のないA型(零歳～未就学児)と必要のないB型(零歳～2歳児)があります。

認証保育所・保育室・家庭福祉員一覧

名称・氏名	所在地・住所	電話番号	定員
認証保育所	東久留米プチ・クレイシュ(A型)	東本町15-2ブランシール第3東久留米1階	475・0770 30人
	つくし共同保育園(B型)	東本町8-10誠ビル1階	475・3353 17人
保育室	たんぼぼ保育園	金山町2-10-20	471・7402 12人
家庭福祉員	浜名 紹代	学園町一丁目	423・7140 5人
	宮崎 ミチ子	前沢二丁目	475・9587 5人
	橋本 聖子	前沢三丁目	458・1477 4人
	佐々木 真弓	浅間町三丁目	080・3127・5932 5人
	相澤 美香	柳窪五丁目	476・2428 5人
	滝澤 亜弓	中央町一丁目	457・8966 5人
	金澤 羊子 注1	南町三丁目	475・1079 2人

保育対象年齢は、認証保育所A型は零歳～就学前、B型は零歳～2歳。保育室・家庭福祉員は零歳～2歳(入所時)です。注1...12月1日から新規開設予定です。

還付金詐欺にご注意ください!

市職員、公的機関を装った還付金詐欺が増えています。行政機関ではお金を還付する際に、ATMでの操作を求めことはありません。もし、このような電話があっても、絶対に振り込まないでください。詳しくは消費者センター ☎473・4505へ。



「特別慰労品」の請求をされていない方へ

恩給資格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、「特別慰労品」を贈呈していません。引揚者は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活して、戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。請求期限は21年3月31日までです。未請求の方は早急に申請してください。なお、請求書等は福祉総務課窓口(市役所1階)にあります。

資格要件等の問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金フリーダイヤル ☎0120・234・933(月曜)金曜午前9時15分～午後5時15分。ただし土曜・日曜日、祝日は休み)へ。

詳しくは福祉総務課福祉政務係 ☎470・7741へ。

